

介護保険 負担限度額認定の概要

1 対象者

負担限度額認定の要件は、以下の①・②に示すとおりです。

- ① 市民税非課税世帯の方 ※配偶者が市民税課税者の場合は対象外
- ② 本人の預貯金額が一定金額以下（所得金額等により区分あり）

2 申請方法

必要書類を瑞浪市高齢福祉課（保健センター1階）の窓口へ提出して下さい。 ※郵送可。

3 手続きに必要なもの

（共通）

- ① 介護保険負担限度額認定申請書
- ② 預貯金等に係る通帳等（原則、申請日の2ヶ月前までの記載のあるもの）
（4「預貯金等」とは をご確認ください。）
- ③ 印鑑（認印でも可）

※配偶者のいる方は、配偶者の預貯金等に係る通帳等も必要です。

（本人が申請する場合）

- ・本人の個人番号を確認できる書類※提示困難な場合は省略可
（個人番号カード又は通知カード 等）
- ・本人の身元を確認できる書類 ※個人番号カードがある場合は不要
（本人の運転免許証等（顔写真のあるもの）1点又は医療保険被保険者証等2点）

（ご家族等が代理で申請する場合）

- ・本人の個人番号を確認できる書類 ※提示困難な場合は省略可
（個人番号カード又は通知カード 等）
- ・代理の方の身元を確認できる書類
（ご家族等の運転免許証等（顔写真のあるもの）1点又は医療保険被保険者証等2点）

※郵送にて申請される方は、②（通帳等）の該当ページの写しを添付して送付してください。

通帳については、通帳の表紙の次の見開きページ（口座番号・名義等がわかるページ）と、最後の記帳（残高）があるページの写しが必要です。

4 「預貯金等」とは

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通預金・定期預金）	通帳の写し（表紙及び最終記帳のページ）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

※「預貯金等」に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など。

よくある質問

Q1 配偶者が市民税課税者ですが、別世帯であれば対象となりますか？

- A 配偶者が市民税課税者であれば、世帯が同じかどうかを問わず対象外となります。
※ただし、配偶者の死亡等により、配偶者がなくなった場合は、申請により対象となります。

Q2 しばらく記帳をしていないので預金通帳の記載が古いです。このまま提出しても良いですか？

- A 原則、直近2ヶ月以内の記帳が必要です。申請日の直近まで記帳をしてください。
※ただし、直近2ヶ月に取引が無い場合は申請時に申し出てください。

Q3 預金口座がたくさんあります。通帳の写しは、いずれか1つで良いですか？

- A 本人及び配偶者名義の預金通帳等の写しは、すべて必要になります。

Q4 預貯金等が基準額を超えます。基準額以下となったら対象となりますか？

- A 基準額以下となった時点で申請をすれば、対象となります。
※ただし、負担限度額認定後に基準額を超えた場合は失効します。その場合は申告してください。

Q5 負担限度額認定を受けると、どれぐらいの負担軽減となるのですか？

- A 所得等に応じて負担限度額が定められます。別紙（介護保険負担限度額認定のご案内）の利用者負担段階をご参照ください。

Q6 申請を忘れていました。遅くなりましたが申請は可能ですか？

- A 申請は可能です。ただし、有効開始期間は「申請日の属する月の初日」までしか遡れないので、負担軽減が適用されない期間が生じる場合があります。

例) 令和3年9月28日に必要書類がすべてそろい、申請された場合、令和3年9月1日から有効開始期間となります。

Q7 市民税課税世帯ですが、施設入所にかかる費用の支払いで生活が苦しいです。それでも負担軽減の対象外となりますか？

- A 次の要件のすべてを満たす方は、市に申請をすることで、特例で対象となる場合があります。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

【特例減額措置の要件】

- ① 2人以上の世帯であること（別世帯の配偶者を含む）
- ② 対象者が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所していること
- ③ 「すべての世帯員（別世帯の配偶者を含む）の年間収入等－（施設介護サービス費の自己負担額＋食費＋部屋代）の見込額」が80万円以下
- ④ すべての世帯員（別世帯の配偶者を含む）の預貯金等の合計額が450万円以下
など